

商標政策を巡る最近の動向

平成29年8月
特許庁商標課

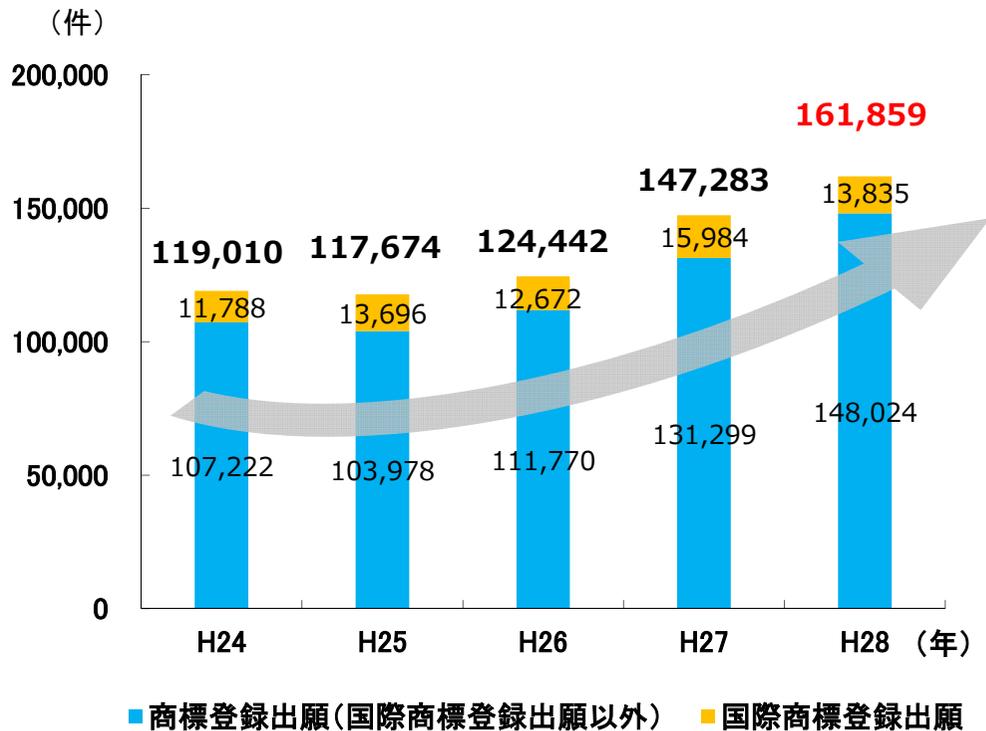
<u>1. 商標の出願・審査</u>	P2
(1) 出願件数 (2) 近年の商標登録出願件数の増加の要因 (3) FA・TP期間	
<u>2. 商標法の改正</u>	P5
(1) 新しいタイプの商標 (2) 地域団体商標 (3) 平成27年改正 (4) 平成29年改正	
<u>3. 商標審査の品質管理</u>	P11
(1) 取組概要 (2) 実施体制 (3) 平成28年度ユーザー評価調査の結果概要	
<u>4. 審査マニュアルの整備</u>	P15
(1) 商標審査基準の全面改訂 (2) 類似商品・役務審査基準の見直し	
<u>5. 国際協力</u>	P17
(1) 商標5庁会合 (2) ASEAN協力 (3) WIPO／二国間／ユーザー団体との交流	

1. 商標の出願・審査

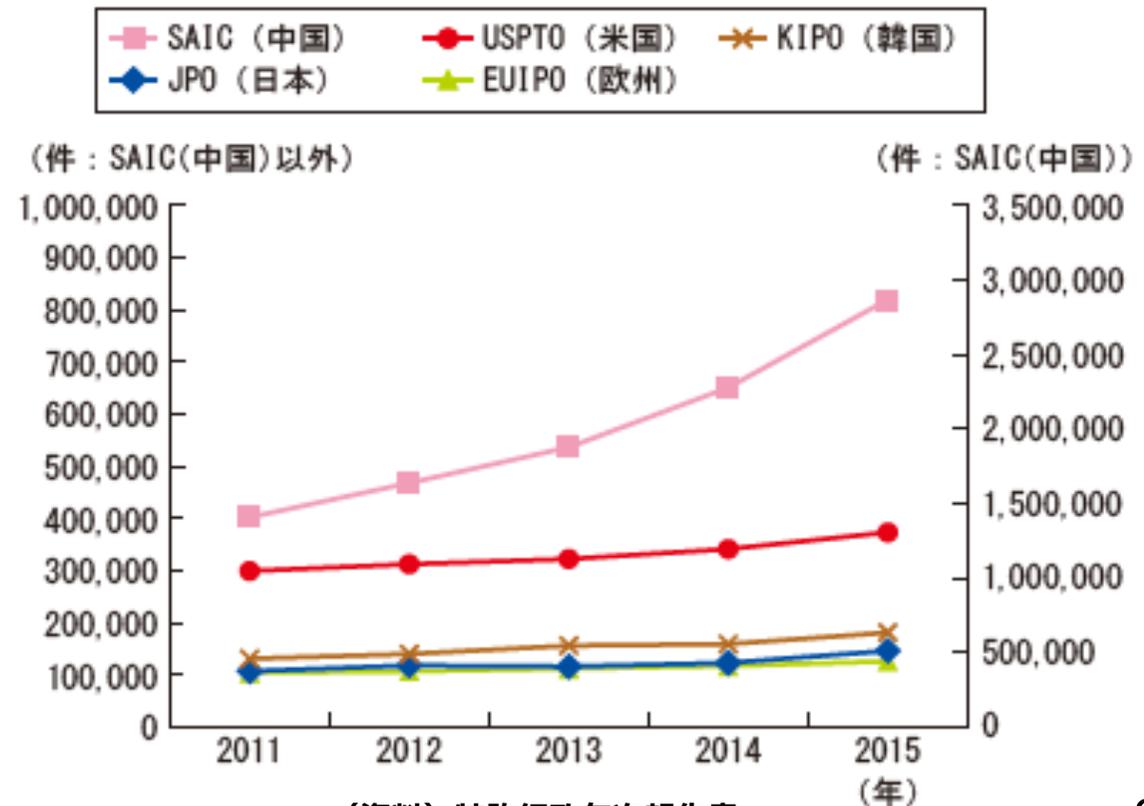
(1) 出願件数

- 平成28年の出願件数※国際以外は、14万8千件（前年比12.5%増）。出願1件当たりの平均区分数は2.81（前年2.36）。また、国際商標登録出願の件数は、平成28年は1万4千件で、前年比13.4%の減となった。
- 中国、米国の出願件数は引き続き増加傾向。

(1) 日本の商標登録出願件数の推移



(2) 主要国における商標登録出願件数の推移

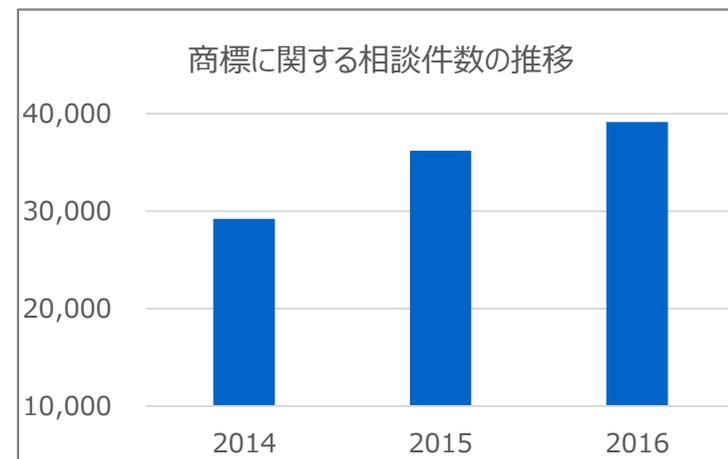
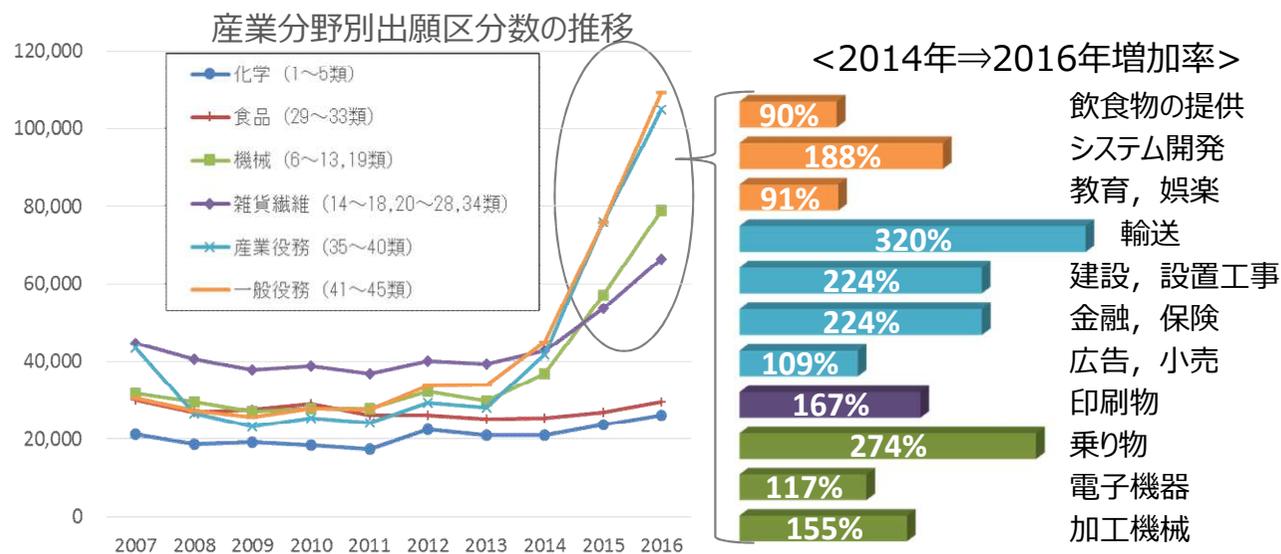


(資料) 特許行政年次報告書

1. 商標の出願・審査

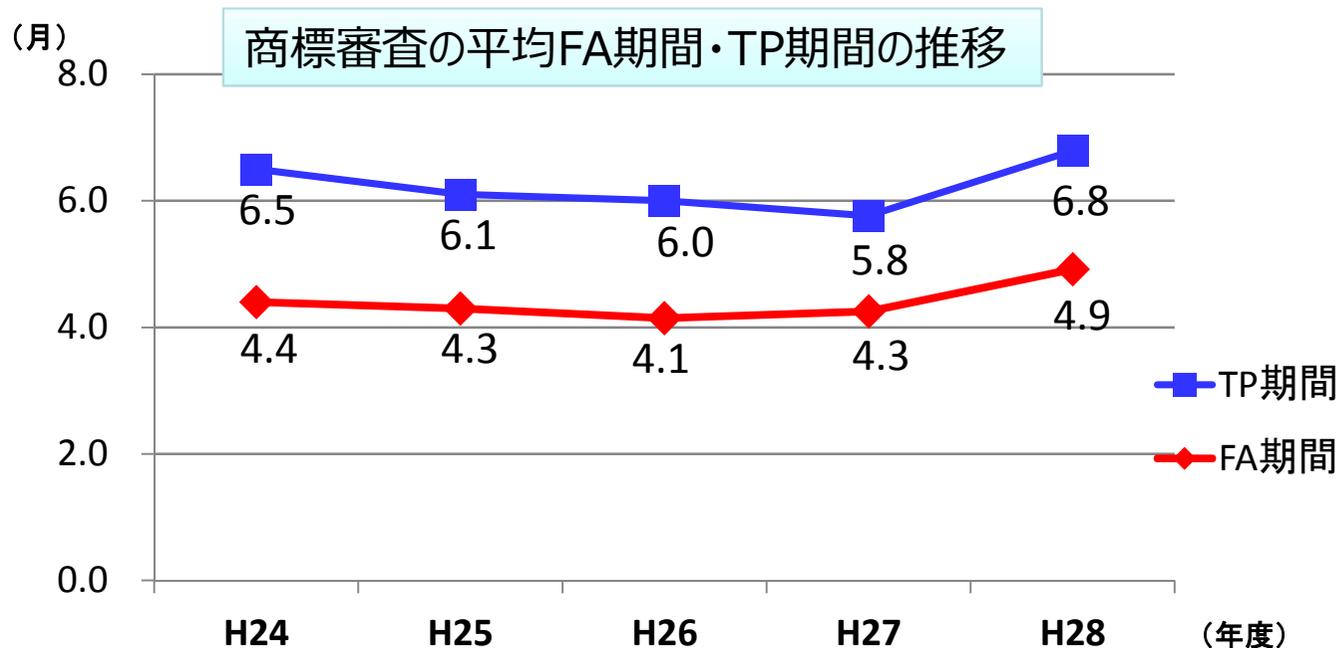
(2) 近年の商標登録出願件数の増加の要因

- 増加した分野は、主にサービスの分野（飲食物の提供、システム開発、教育、娯楽、輸送、建設、金融、広告、小売など）。商品の分野では、印刷物や乗り物、電子機器、加工機械など。
- 個人・中小企業による出願増が顕著で（出願全体の約62%）、裾野が広がっている。
- 商標に関する話題が新聞等に掲載される回数や、知財総合支援窓口における相談件数も増加しており、世間における商標に対する関心が高まっている。



1. 商標の出願・審査 (3) FA・TP期間

- 近年の大幅に増加する商標登録出願件数の影響等により、一次審査通知までの期間（FA）及び審査終了までにかかる期間（TP）はやや延びる傾向にある。
- 平成28年度は出願件数増加の影響により、FA期間4.9か月となった。



平成29年度に特許庁が達成すべき目標（審査期間）

- ✓ 出願から一次審査通知までの平均期間について、5～7か月とする*。
*新しいタイプの商標及び地域団体商標に係る出願を除く。
- ✓ 審査終了までの平均期間について、6～8か月とする*。
*新しいタイプの商標及び地域団体商標に係る出願を除く。また、出願人が制度上認められている期間を使い補正等を行うことによって、特許庁から再度の応答を求められる場合等を除く。
- ✓ 早期審査対象案件の申し出から一次審査通知までの平均期間について、3か月以内とする*。
*新しいタイプの商標及び地域団体商標に係る出願を除く。

2. 商標法の改正

(1) 新しいタイプの商標

- 音や色彩といった新しいタイプの商標の登録も可能とすることにより、言語を超えたブランドメッセージを保護し企業の多様なブランド戦略を支援するため、平成27年4月から保護開始。
- 平成29年7月末までの出願件数は1,555件。登録件数は294件。

(平成29年7月31日現在)

新しいタイプの商標 の出願・登録状況

	合計	タイプ別内訳				
		音	色彩	位置	動き	ホログラム
出願件数	1,555	557	507	352	122	17
登録件数	294	163	2	35	83	11

音商標

音楽、音声、自然音等からなる商標であり、聴覚で認識される商標
(例:CMなどに使われるサウンドロゴやパソコンの起動音など)



登録第5804299号
権利者:久光製薬(株)

色彩のみからなる商標

単色又は複数の色彩の組合せのみからなる商標
(例:商品の包装紙や広告用の看板に使用される色彩など)
*これまでの図形等と色彩が結合したものではない商標



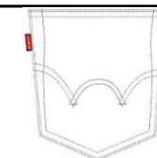
登録第5930334号
権利者:(株)トンボ鉛筆

登録第5933289号
権利者:(株)セブン-イレブンジャパン



位置商標

文字や図形等の標章を商品等に付す位置が特定される商標



登録第5807881号
権利者:(株)エドウイン

動き商標

文字や図形等が時間の経過に伴って変化する商標
(例:テレビやコンピューター画面等に映し出される変化する文字や図形など)



登録第5804316号
権利者:(株)ワコール

ホログラム商標

文字や図形等がホログラフィーその他の方法により変化する商標
(例:見る角度によって変化して見える文字や図形など)



登録第5804315号
権利者:三井住友カード(株)

2. 商標法の改正

(2) 地域団体商標 (制度概要)

地域団体商標 = 「地域名 + 商品(サービス)名」

● 地域団体商標制度は、地域の産品等についての事業者の信用の維持を図り、地域ブランドの保護による我が国産業競争力の強化及び地域経済の活性化を目的として制度導入された。【登録件数：616件（平成29年7月31日現在）】

● 「地域ブランド」として用いられることが多い地域の名称及び商品（役務）の名称等からなる文字商標について、登録要件を緩和する制度。

● 平成26年8月から、新たな地域ブランドの普及の担い手となっている商工会、商工会議所及びNPO法人まで登録主体を拡充。

主な登録要件 = 4つ

1. 登録主体：
事業協同組合等の組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動法人（設立根拠法において構成員たる組合員の加入自由が規定されていること）

2. 商標の構成：
「地域の名称」と「商品（役務）名」等の組み合わせからなる文字商標であること

3. 「地域の名称」と商品（役務）との関連性：
商標中の「地域の名称」が商品（役務）と密接な関連性（商品の生産地である等）を有すること

4. 周知性：
出願人又はその構成員の使用により、これらの者の商標として知られていること

組合等による登録例

農業協同組合

「米沢牛」
（山形おきたま農業協同組合）
商標登録第5029824号



漁業協同組合

「越前がに」
（福井県漁業協同組合連合会）
商標登録第5089307号



事業協同組合

「横濱中華街」
（横浜中華街発展会協同組合）
商標登録第5069264号



商工会、商工会議所、NPOによる登録例

商工会

「氏家うどん」
（栃木県 氏家商工会）
商標登録第5817109号



商工会議所

「中津からあげ」
（大分県 中津商工会議所）
商標登録第5817143号



NPO法人

「小豆島オリーブオイル」
（香川県 NPO法人小豆島オリーブ協会）
商標登録第5800807号



平成18年に地域団体商標制度導入。当初は事業（農業、漁業等）協同組合等の組合のみ。

新たに拡充された団体からの出願は30件、登録は12件（平成29年7月31日現在）

(参考) 農水地理的表示（農水G I）制度と地域団体商標制度の主な相違点

農水地理的表示制度は、生産地と結び付いた特性を有する農林水産物等の名称を品質基準とともに登録し、地域の共有財産として保護する制度。

地域団体商標制度は、地域ブランドの名称を商標権として登録し、その名称を独占的に使用することができる制度。

	農水地理的表示（農水G I）制度	地域団体商標制度
保護対象（物）	農林水産物、飲食料品等（酒類等を除く）	全ての商品・サービス
登録主体	生産・加工業者の団体（法人格のない団体も可）	農協等の組合、商工会、商工会議所、NPO法人（法人格必要）
主な登録要件	一定期間（概ね25年）継続して生産された実績があること	商標が需要者の間に広く認識されていること
品質管理	・生産地と結びついた品質基準の策定・登録・公開 ・生産・加工業者が品質基準を守るよう団体が管理し、それを国がチェック	商品の品質等は商標権者の自主管理
規制手段	国による不正使用の取締り	商標権者による差止請求、損害賠償請求
費用・保護期間	登録：9万円（登録免許税） 更新手続なし（取り消されない限り登録存続）	出願+登録：40,200円（10年間） 更新：38,800円（10年間） ※それぞれ1区分で計算 ※平成28年4月1日以降納付されるものに適用
申請先	農林水産大臣（農林水産省）	特許庁長官（特許庁）

※農水G I 制度と商標制度の間に調整規定あり：①先行商標がある場合は後行の農水G I は原則登録不可、②先行G I 登録より後に出願された登録商標の使用にはG I 規制は及ぶ、③適正なG I の使用には商標権の効力は及ばない

2. 商標法の改正

(3) 平成27年改正 (概要)

① シンガポール条約への加入 (Singapore Treaty on the Law of Trademarks)

【目的】：各国の商標に係る登録の出願及び登録に関する手続の一層の国際調和による、
更なる利便性向上と出願人の負担軽減

【具体的内容】：所定の期間を徒過した手続の救済、喪失した権利の回復

② 商標登録料の引き下げ

【目的】：利用者の負担を軽減し、商標権の活用促進を通じた企業競争力強化と経済活性化を推進

【具体的内容】：登録料を25%程度引下げ

更新登録料を20%程度引下げ

(例)1区分当たり	平成28年3月末まで	平成28年4月以降
登録料	37,600円	28,200円
更新料	48,500円	38,800円

③ 今後の課題

➤ コンセント制度導入の是非

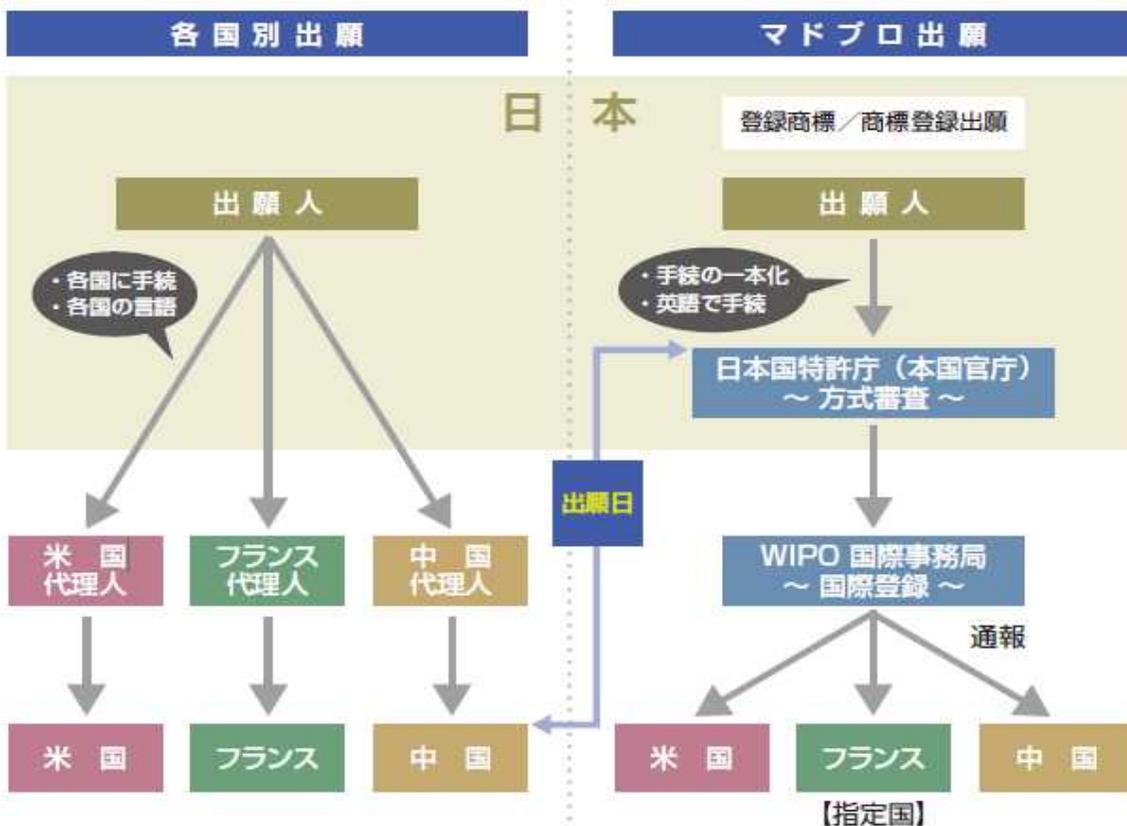
(コンセント制度とは、欧米等において導入されている制度であって、出願された商標が先行登録商標に類似する場合であっても、当該先行登録商標の権利者が後願商標を登録することについて同意すれば、原則として、当該出願商標の登録を認める制度)

➤ マドリッド国際登録制度の利用促進の観点からの運用の改善 (国際登録の分割等)

(参考) マドリッド協定議定書

概要

- 本国官庁(日本)での商標出願又は登録に基づいて国際出願を行い、WIPO国際事務局において国際登録を受けることにより、複数の指定国(同盟国)において、商標の保護を取得し、維持・管理することを可能とする条約
- 同盟国数は平成29年7月末現在で98カ国。我が国では2000年(平成12年)3月14日に効力が発生

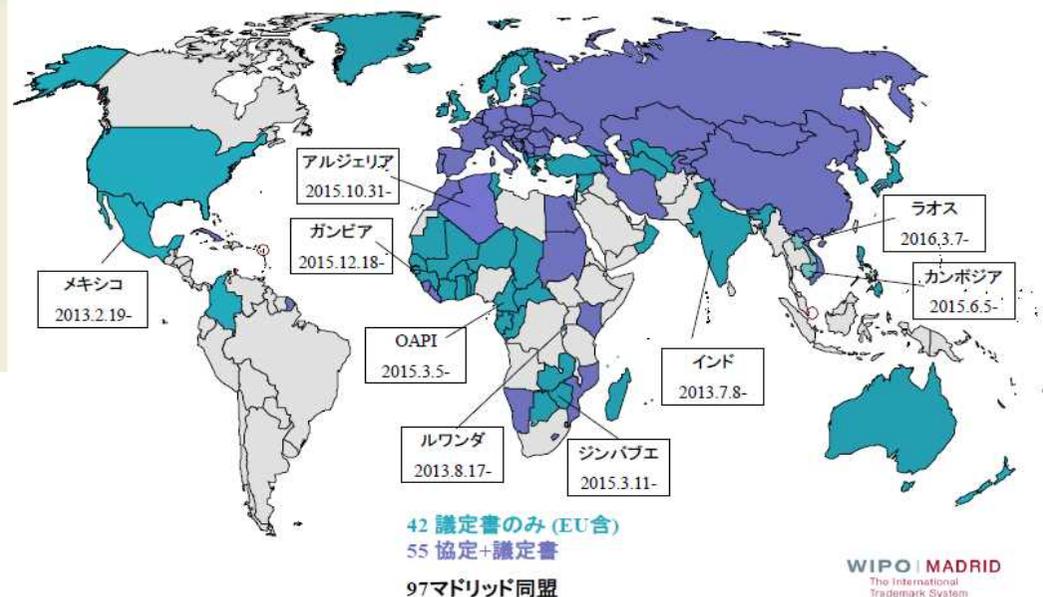


※「商標の国際登録制度活用ガイド」(平成28年1月作成)から引用

マドリッド協定議定書のメリット

- ①経費削減、②出願手続の簡素化、③権利管理の簡便化(一括管理)、④迅速な審査(拒絶通報期間の制限)、⑤締約国の事後指定により保護の拡張が容易

マドリッド同盟国(世界地図)



※平成28年度知的財産権制度説明会(実務者向け)テキストから引用

マドリッド制度の法的発展に関する作業部会

- WIPOにおいて、マドリッド制度の利便性向上、将来構想等について同盟国間で議論する作業部会を年1回のペースで開催
- 第14回作業部会 (H28年6月) では、国際登録の分割及び併合、マドリッド制度の今後の発展等について議論

2. 商標法の改正

(4) 平成29年改正 (概要)

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 (通称：地域未来投資促進法)

[地域未来投資促進法の概要]

- ・地域の成長発展の基盤強化を図るため、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する「地域経済牽引事業」に係る計画を承認する制度を創設するとともに、当該計画に係る事業を支援するための措置等を講ずる。
- ・(第193回通常国会提出) 平成29年5月29日に成立し、6月2日公布、7月31日施行。

[商標法に係る特例措置]

(1) 地域団体商標に係る商標権の取得費用及び権利の更新費用の1/2軽減

事業計画の承認を受けた者が納付する地域団体商標の「出願手数料」及び「登録料(設定・更新)」を軽減

(2) 一般社団法人を地域団体商標の登録主体に追加

- ・以下の要件を満たした一般社団法人を、事業計画期間中(概ね5年)に限り、地域団体商標の登録主体に追加
 - ①事業計画の承認を受けていること
 - ②定款で構成員の加入の自由を担保していること
 - ③事業計画に記載した商品又は役務に係る地域団体商標の登録を受けようとする事等
- ・権利の譲渡スキームの創設

事業計画終了前に、都道府県知事等の承認により一般社団法人が組合等へ権利を譲渡できる仕組みを創設し、事業計画期間終了後も組合等による商標権の使用を可能とする。

3. 商標審査の品質管理

(1) 品質管理に関する取組概要①

- 商標権がブランドの保護育成及び消費活動の円滑化へ貢献できるよう、法令及び商標審査基準の下、一貫性及び客観性を有する商標審査を行う。

①品質ポリシー（平成26年8月）・品質マニュアル（平成26年12月）
の策定・公表

②品質向上のための取組

⇒ 管理職による通知文の全件チェック（決裁）

⇒ 審査官・管理職間の協議

③品質検証のための取組

⇒ 品質管理官による品質監査

⇒ ユーザー評価調査

④審査品質管理小委員会の設置

特許庁の審査に関する 品質ポリシー



特許庁は、
特許・意匠・商標の
審査の質を一層
向上させるため、
「品質ポリシー」を
策定しました。

品質ポリシーは、審査の品質管理の基本原則を示したものです。国際的に信頼される質の高い審査及び適切な権利の設定が、企業の円滑かつグローバルな事業展開を支援し、イノベーションの促進や健全な取引秩序の維持を図る上で重要であるため、特許庁は、この品質ポリシーに基づいて「世界最速・最高品質の審査」の実現に取り組んでまいります。

<お問い合わせ先>

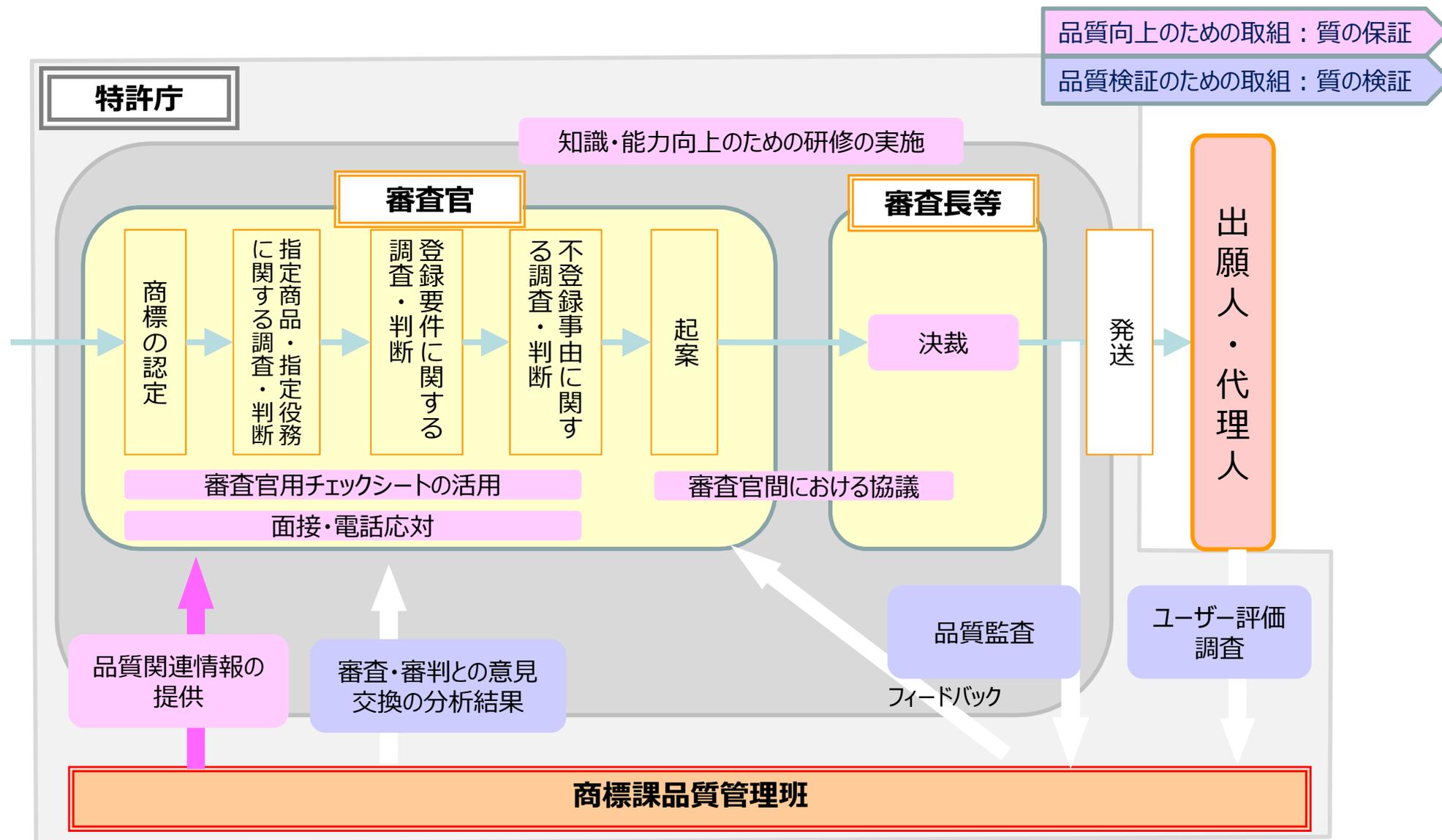
特許庁総務部総務課

電話：03-3581-1101(内線2160) F.AX:03-3593-2397

3. 商標審査の品質管理

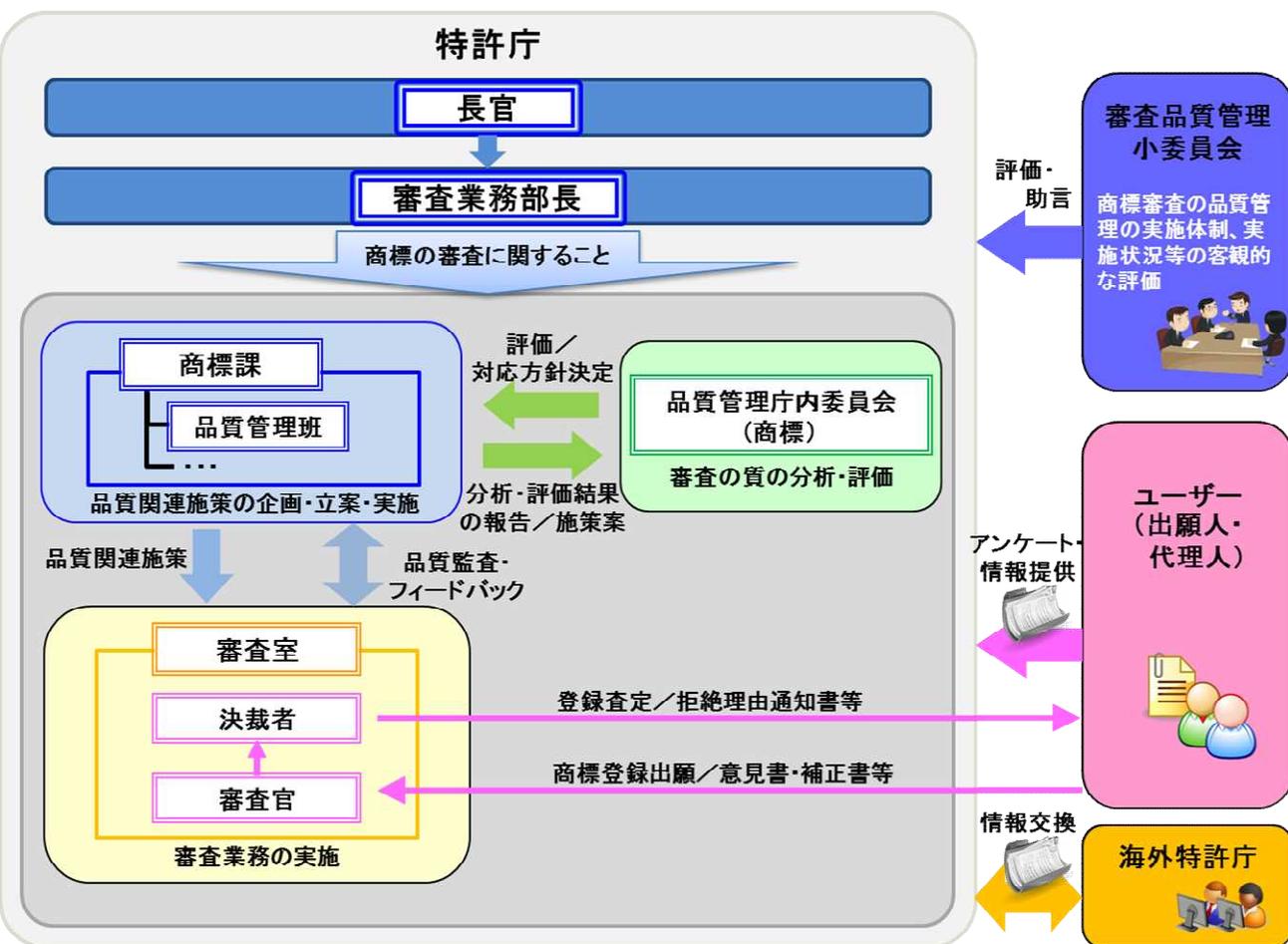
(1) 品質管理に関する取組概要②

■ 商標権がブランドの保護育成及び消費活動の円滑化へ貢献できるよう、法令及び商標審査基準の下、一貫性及び客観性を有する商標審査を行う。



3. 商標審査の品質管理 (2) 品質管理に関する実施体制

■ 特許庁長官・審査業務部長の下、品質ポリシー・品質マニュアルに沿った品質管理体制を整備し、商標審査の品質の維持・向上を図っている。



商標審査室

各審査室に置かれた審査長等のマネジメントの下、分享された商品・役務の分野について商標審査を遂行。

品質管理班

商標課品質管理班は、商標審査の品質管理に関する事務を行っており、品質関連施策の企画・立案・実施を行う。

品質管理官

品質管理官は、商標審査に関する高度な知識や判断力を有する管理職又は審査官から選任され、主に品質監査を担当する。

品質管理庁内委員会

審査業務部内には、商標審査の質について評価し、質の維持・向上に関する改善施策の方針決定の役割を担う庁内委員会が設置されている。

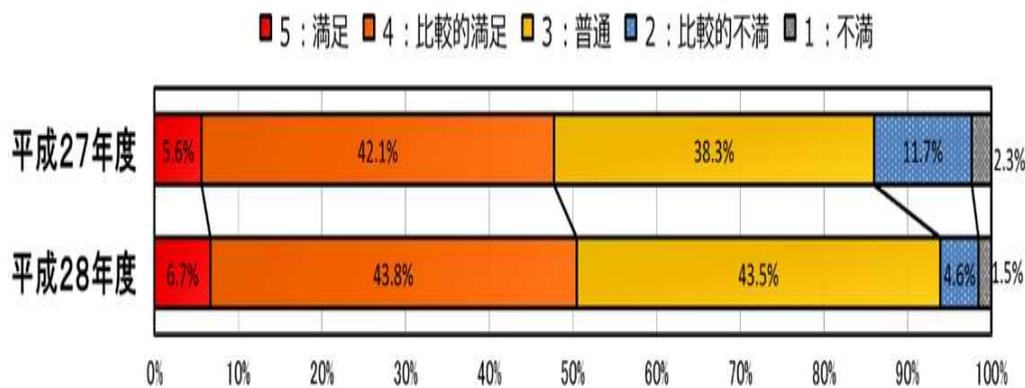
産構審品質管理小委員会

特許庁の品質管理システムが、商標審査の質の維持・向上のために適切に機能しているかどうかを第三者の目（実務経験者や学識有識者等）から、客観的な評価を行う。

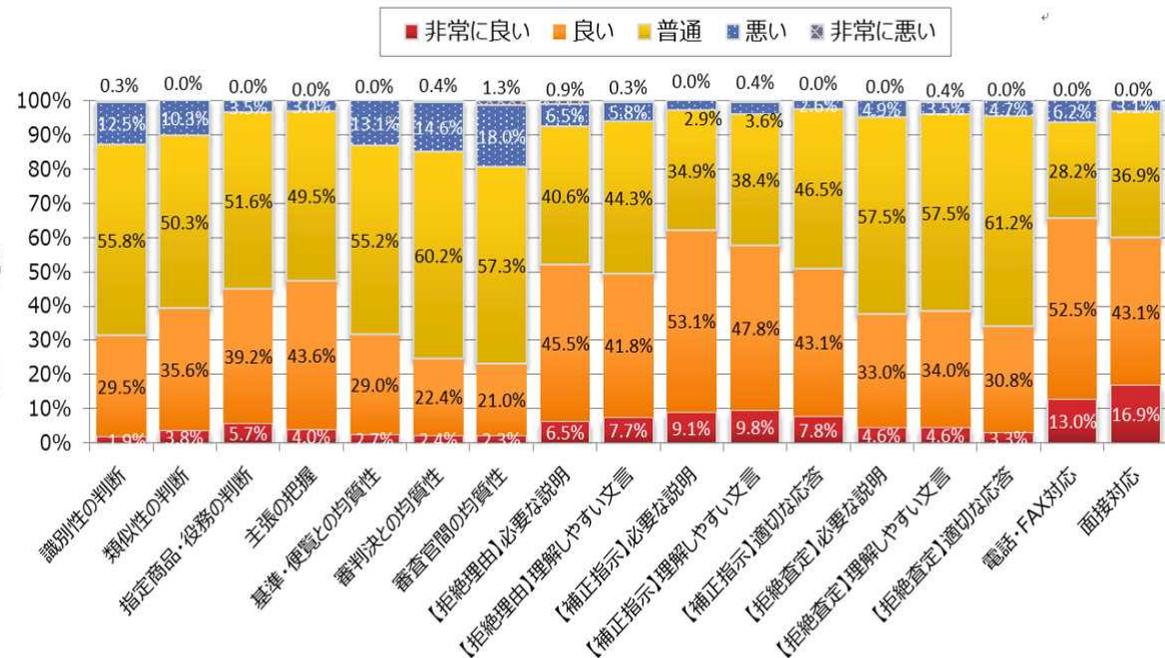
3. 商標審査の品質管理

(3) 平成28年度ユーザー評価調査の結果概要

- 商標審査における質全般について、「5:満足」または「4:比較的満足」の割合が向上し、平成28年度は、その割合が半数を超えました（図1参照）。
- 個別の評価項目について、特に「拒絶理由通知書における必要な説明・理解しやすい文言」は高い評価を受けました（図2参照）。
- 個別の評価項目のうち、「識別性の判断」「審査官間の均質性」等については、ユーザーによる評価が相対的に低く、改善の必要性が示唆される項目（図2参照）



(図1) 商標審査の質全般の評価



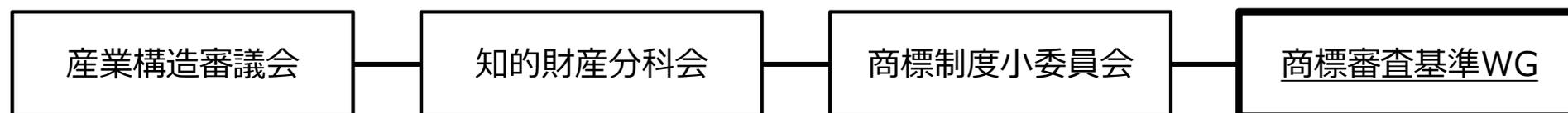
(図2) 商標審査における個別の評価項目に対する評価

4. 審査マニュアルの整備

(1) 商標審査基準の全面改訂

商標審査基準の全面改訂について

- 平成27年度及び平成28年度は、商標を取り巻く状況や取引の実情に即した「商標審査基準」の整備を図るため、商標審査基準WGにおける全14回にわたる審議を経て、商標審査基準の全面的な改訂を行った。



■ 主な改訂事項

- 書籍等の題号(商標法第3条第1項第3号)
- 標語・キャッチフレーズ (商標法第3条第1項第6号)
- 国・地方公共団体の著名な標章と同一又は類似の商標 (商標法第4条第1項第6号)
- 先願に係る他人の登録商標について (商標法第4条第1項第11号)

今後の取組みについて

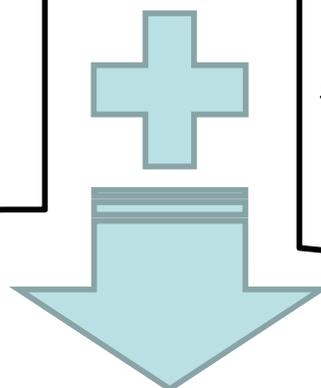
- 改訂商標審査基準について、説明会及び意見交換を通じてユーザーへの周知を図る。
- 歴史的・文化的・伝統的価値のある標章の取扱いについて、検討・作成を行う。

4. 審査マニュアルの整備

(2) 類似商品・役務審査基準の見直し

- 指定商品・指定役務の分類に関する複数の資料を統合
- 商取引の実情の変化を踏まえ、「類似商品・役務審査基準」掲載の商品及び役務を拡充

**日本での取引実情を踏まえ
商品・役務の類否関係を整理した一覧**
(「類似商品・役務審査基準」)



ニース国際分類の商品・役務を掲載した一覧
(「商品・サービス国際分類表アルファベット順一覧表」)

日本の取引実情を踏まえた商品の類否関係と
国際分類の商品等をまとめた
新しい「類似商品・役務審査基準」を平成28年12月に作成・公表

**分類資料の統合により、
ユーザーの利便性向上と審査の予見性、一貫性の更なる向上を図る**

5. 国際協力

(1) 商標5庁会合（概要）①

- 商標5庁会合（TM5）は、日米欧中韓の商標五庁による国際的な協力を図り、商標が世界各国で適切に保護、活用される環境を整備することで企業のグローバルな事業活動を支援することを目的とする枠組み。現在13のプロジェクトを推進中。

プロジェクト

- ① 悪意の商標出願（日本）
- ② 図形商標のイメージサーチ（日本）
- ③ 国際商標出願の利便性向上（日本）
- ④ TM5ユーザー参画プロジェクト（日本&欧州）
- ⑤ タクソミーとTMクラス（欧州）
- ⑥ TMビュー（欧州）
- ⑦ 共通統計指標（欧州）
- ⑧ IDリスト（米国）
- ⑨ 共通ステータス表示（米国）
- ⑩ 非伝統的商標へのインデックス付け（米国）
- ⑪ TM5 ウェブサイト（韓国）
- ⑫ 審査結果の比較分析（韓国）
- ⑬ 商品役務の記載に関する情報提供（韓国）

新たに提案されたプロジェクト

品質管理（日本&欧州）



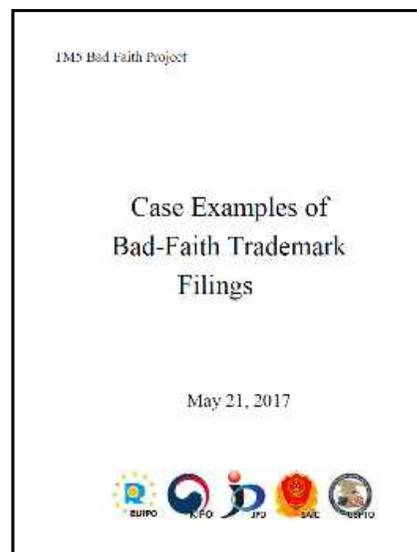
<平成29年 TM5中間会合（スペイン・バルセロナ）>

5. 国際協力

(1) 商標5庁会合（日本リードの主なプロジェクト）②

悪意の商標出願プロジェクト

- 「悪意の商標出願」とは、一般的に、他人の商標がその国、地域で登録されていない事実を利用して、不正な目的でなされる出願をいう。
- TM5各庁の法令や運用等の情報交換、意見交換を通じ悪意の商標出願に関する知見を高めるとともに、問題解決に向けた実践を模索することを目的。
- これまでに3回の「悪意の商標出願セミナー」(H25年東京、H26年香港、H28年東京)を開催した他、「悪意の商標出願に関するTM5の制度・運用」報告書を取りまとめ、TM5ウェブサイト及び特許庁ホームページで公表。
- TM5各庁における裁判例等をまとめた「悪意の商標出願事例集」を新たに作成し、INTA(国際商標協会)年次総会(H29年バルセロナ)及びTM5ウェブサイトで公表。



図形商標のイメージサーチプロジェクト

- 図形サーチシステムの開発及び実施における問題及び可能な解決策を定義し、現在及び将来、TM5各庁が独自にイメージサーチを導入する際に参考となるような成果物の作成・共有を目的。
- 第3回TM5年次会合(H26年東京)において、商標の画像イメージ検索における課題と解決策等についてまとめた報告書を取りまとめ、TM5ウェブサイト及び特許庁ホームページで公表。
- H26年以来、第2回目となる専門家会合を、H29年秋に東京で開催予定。

5. 国際協力

(2) ASEAN協力

- ASEANをはじめ成長著しい新興国・地域において、我が国企業の知的財産権が適切に保護される環境の整備は喫緊の課題
- 「日ASEAN知的財産権アクションプラン」に基づき、ASEAN諸国におけるマドリッドプロトコル（商標の国際登録制度）の加盟・運用のための支援・人材育成等を実施

平成28年度の主な実績

【受入】

- ・インド・フィリピン他5カ国：実体審査コース研修（8名）
- ・ベトナム：商標審査コース研修（10名）
- ・タイ：マドプロ商標審査コース研修（6名）
- ・インドネシア：マドプロ商標審査コース研修（5名）

【派遣】

- ・カンボジア：マドプロワークショップ（2名）
- ・インドネシア：立体商標セミナー（1名）
- ・ラオス：マドプロ商標審査官派遣（2名）
- ・ミャンマー：商標審査官派遣（2名）

【セミナー開催】

- ・WIPOジャパン・ファンド事業「知的財産庁マドリッド制度担当職員向けWIPOリージョナル会合」（ASEAN及びSAARC諸国他13カ国 18名）

今後の取り組み

- 各国のニーズに対応した商標審査環境及び体制の充実のための支援
 - ・マドプロ、シンガポール条約への加入支援
 - ・分類審査手法の共有、商品役務審査基準の策定の支援
 - ・審査処理促進を実現するための管理体制構築の支援
 - ・新しいタイプの商標の審査運用の共有
- 国別の受入研修・審査官派遣等を通じた審査官能力の向上支援

5. 国際関係

(3) その他の国際的な取組～WIPO関連～

マドリッド制度の法的発展に関する作業部会

- マドリッド制度の利便性向上、将来構想等について議論する作業部会を年1回のペースで開催
- 第14回作業部会（平成28年6月）では、国際登録の分割及び併合、マドリッド制度の今後の発展等について議論

商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会(SCT)

- 各国の商標、意匠、地理的表示の法律に関する議論を行うことを目的として、年2回のペースで開催
- 第37回SCT（平成29年3月）では、
 - ①国名の保護
 - ②ドメイン名システムの拡大に関する最新情報
 - ③地理的表示 等について議論

WIPO標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース同盟専門家委員会

- ニース国際分類を変更するための会合を年1回のペースで開催
- 第27回会合（H29年5月）では、約800の商品及びサービスが検討され、そのうち34の日本提案が可決された。
- 第27回会合の結果は、ニース国際分類第11-2018版として、2018年（平成30年）1月1日に発効する。

5. 国際関係

(3) その他の国際的な取組～二国間での取組～

EU

- **二庁間会合（H29年5月開催）**
国際会合の margins において、両庁の部長級が、不定期で、双方の関心のある事項について意見交換を実施。
- **日欧商標専門家会合**
H15年以来、13年ぶりの専門家会合を、H28年12月、EUIPO（スペイン・アリカンテ）にて開催。H29年度以降も商標専門家会合を継続していくことに合意した。
- **EU-IPセミナー**
H29年3月、EUIPOが主催する、EUの商標制度の概要、判例法、規則及びガイドライン等をテーマとするIPセミナーに商標審査官を派遣。

米国

- **二庁間会合（H29年5月開催）**
国際会合の margins において、両庁の部長級が、不定期で、双方の関心のある事項について意見交換を実施。
- **日米商標専門家会合**
H29年3月、商標課長ほか訪問し、審査業務の効率化に向けたUSPTOの取組等について情報収集を実施。
今後も引き続き、年1回程度、JPOの商標専門家がUSPTOを訪問し、意見交換を実施することで合意した。

韓国

- **二庁間会合（H29年5月開催）**
国際会合の margins において、両庁の部長級が、不定期で、双方の関心のある事項について意見交換を実施。
- **日韓商標専門家会合**
H29年3月の第14回会合では、互いの商標制度の概要、商品役務の分類に関する協力、周知商標の保護等について意見交換を実施。
- **日韓商標審査官協議**
H29年3月の第3回会合では、商標の審査基準・実務等について意見交換を実施。
- **日韓類似群コード対応表の作成・公表／地域団体商標・地理的表示リストの交換**

中国

- **二庁間会合（H29年5月開催）**
国際会合の margins において、両庁の部長級が、不定期で、双方の関心のある事項について意見交換を実施。
- **日中知的財産権ワーキング・グループ**
H21年6月に経済産業大臣と中国商務部長との間で交わされた覚書に基づき開催されるもの。
- **SAICとの交流**
H29年4月、SAICを訪問し、商標の審査システム等について意見・情報交換を実施。
- **日中商標実務者会合／日中商標審査官交流(P)**

台湾

- **日台商標審査官交流**
H28年9月の第5回会合では、互いの最新の商標施策、悪意の商標出願対策等に関する意見・情報交換を実施。なお、TIPOより、商標審査官2名に加え、新たな試みとして管理職（審査長）クラス1名が参加した。
- **日台類似群コード対応表の作成・公表／地名リストの交換**

5. 国際関係

(3) その他の国際的な取組～国際的なユーザー団体との交流～

AIPLA (米国知的財産権法協会)

- AIPLAは、米国の知的財産権を専門とする弁護士17,000名を会員とする団体。当該団体は、政府や議会にも影響力を持ち、米国特許法改正にも貢献。
- 意見交換の実施
日米の知財制度及び運用に関して、AIPLA日本知財実務委員会との間でH2年以降、ほぼ年1回意見交換を実施。
H29年4月には、米国における最新の知財情勢や、制度調和等について意見交換を行ったほか、商標の実務者間で、日米両国における商標制度を取り巻く課題及び関連する取組について意見交換を行った。
- AIPLA年次会合／AIPLA冬季会合への参加
両会合はAIPLAの会員を中心に米国内外知財関係者が集う国際的なイベントであり、様々な知財のテーマに関するセミナー等が行われる。
H27年10月の年次会合及びH29年2月の冬季会合において、「非伝統的商標の最新動向」について、JPOからプレゼンテーションを行った。

INTA (国際商標協会)

- INTAは、190カ国の、6,700の団体・企業等が所属し、30,000名を会員とする団体。当該団体は、商標権者を代表し、商標制度の向上のために様々な活動を行っている。
- INTA年次総会への参加 (H29年5月)
同会合は、知財関係者が一堂に会する世界最大級の国際的なイベントであり、各国の特許庁関係者、弁理士、弁護士等を中心に140カ国から10,000人近くの参加者が参加。
H29年5月の第139回会合では、INTAによる各種プログラムに参加し、TM5小委員会においては、JPOからTM5各プロジェクトの進捗等について共有。
- 第1回ジョイント・ワークショップの開催 (H29年5月／INTA年次総会時)
JPOがリードするTM5プロジェクトの一つ「TM5ユーザー参画プロジェクト」の一環として、INTAと共催でジョイント・ワークショップを開催。第1回ジョイント・ワークショップでは、TM5各庁における悪意の商標出願の裁判例等を計50件掲載した「悪意の商標出願事例集」を公表し、同事例集を記録したUSBを配布。
- INTA年次総会へのJPOブースの出展
H24年以降、毎年出展しており、H29年においては、日本のユーザー団体から支援を受け、新しいタイプの商標及び地域団体商標に関するパネル展示やビデオ上映、模倣品の展示等を行い、日本の商標制度及びJPOの施策の普及を行った。



<第1回ジョイント・ワークショップ>



<JPOブース>